

中国における非正規就業の 概念規定と現状分析*

張 紀潯・左 紅

1 問題意識

中国では伝統的な国有企業、集体企業などで働く労働者が年々減少しているのに対し、非正規就業の労働者数は年々増加している。それに伴い非正規就業者をめぐる問題が多発している。中国では非正規就業者が正規労働者として保護されておらず、失業保険制度をはじめ社会保険制度に加入する非正規就業者は極めて少ない。非正規就業は今後中国では重要な就業形態になると見られ、早い段階で非正規就業の問題を解決に向けてうまく誘導し、雇用を促進していくことが、重要な政策課題となるだろう。

WTO加盟によって農村部の過剰な労働力が顕在化し、雇用情勢が厳しくなっている。政府の対応策として、雇用吸収力の大きい第三次産業の発展に力を注ぎ、私営企業や个体戸（以下「個人企業」という）など民営企業の経済活動を推進するなどの方針があげられ、中国の労働市場は大きく変わった。戸籍政策の緩和によって、全国規模の労働移動が始まった。一方で、淘汰された産業や企業からあふれた労働者、そして、農村から都市へ流入した労働力の多くは非正規就業者になっている。

このような状況の中で、非正規就業そのものの定義はまだ定まったものではなく、非正規就業の定義や解釈をめぐり混乱した状態にある。また、中国の統計公報には非正規就業に関する統計がほとんどない。そのために非正規就業の状況を把握することが困難な状況である。中国の非正規就業問題を扱った先行研究の多くはILOの定義を中国に適用したものが多く、中国の実情に合わせた非正規就業を定義したものではなく、非正規就業についてのデータも十分には存在しない。このため、実証分析を行う上でも統一された概念がなく、さらには国際比較も困難な状況である。今後非正規就業者が増えていく中で非正規就業の労働問題を研究するためには、まずその概念規定を整理し、統一する必要がある。

* 本稿は名古屋大学博士課程に在籍する左紅との共同論文である。

本研究は中国における非正規就業の概念規定を整理したうえで、非正規就業者の構成を明らかにすると同時に、中国の非正規就業においてどのような問題があるのかを検討する。特に、私営企業の雇用と統計上不明な部分に重点を置いて、中国の実情での非正規就業の実態を明らかにする。そのうえで、中国の非正規就業の構成と照らし合わせたうえで、日本の非正規就業との比較を行い、中国における非正規就業の問題点を明らかにする。

2 先行研究

胡鞍鋼（2001）⁽¹⁾などが指摘するように、中国都市部（以下では「城鎮」または「都市部」とする）の非正規就業は、「正規部門の非正規労働者としての就業」と「非正規部門での就業」からなり、先進国の雇用形態とは異なる。都市部の非正規就業は私営企業、個人企業を中心とすると考えられる。

中国の国家労働社会保障部課題組（2000）は中国の非正規部門の特徴を「①小規模経営、②非固定的雇用関係、③経営環境が不安定、④決まった経営形態をもたない、⑤法律ぎりぎりでの経営」の5点を挙げている。このように、中国での非正規就業は、企業などの組織での非正規雇用だけにとどまらず、自営業や個人経営商店、行商など幅広い就業形態を含んでいる⁽²⁾。

中国における正規就業と非正規就業の分類について、『2005年中国就業報告（第五篇）』では、労働者の出身部門から就業の性質を判断する時に、伝統的国有企業、集体企業、機関団体などの収入が高く、労働保護条件が整備されている部門は正規部門としての性格が強く、農林水産業や自営業、個人企業と私営企業などの非正規部門は非正規部門の性質が強いと指摘している。

労働契約を締結しているかどうかという観点から、楊宜勇（2002）⁽³⁾は非正規就業について、①労働契約が結ばれていないこと、②安定的な労働関係が成り立たず、あるいは一定期間以上成り立っていない就業形態と定義した。

王建军（2006）⁽⁴⁾は非正規就業について法律の角度から定義を行った。非正規就業は生計を立てる目的で、正規部門に所属しておらず、法律に禁止されていない、収入のある経済活動であるという。ここで言う正規部門は法律に基づいて設立あるいは登録された部門を指す。一方で、中国では非正規就業を「靈活就業」と称する場合が多い。中国労働科学研究所は「靈活就業」を労働時間、収入報酬、仕事場所、社会保険、労働関係などのうち、せめて一つの方面において、工業化や現代工場制度の中で形成され、伝統的主流の就業方式と違う各種の就業形式の総称と定義している。

劉燕斌（2000）⁽⁵⁾によると、「靈活就業」の労働者は主に「個体経済」や「私営経済」などの形態に基づき社会経済活動を行う。その中で働く多くの労働者は、季節工や臨時工など多様な就業形態で働いている。

金一虹（2000）⁶⁾の研究によると、中国では城鎮の非正規就業市場の労働者の構成については、「①「下崗」された労働者の一部、②都市に流れ込んだ「農民工」⁷⁾、③一度労働市場から退出し再び戻る労働者」の三者からなると説明した。

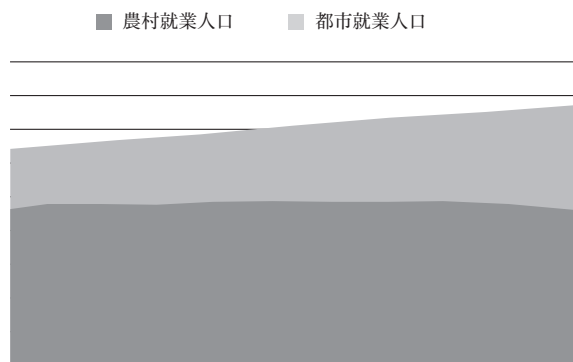
『非正規就業群体社会保障問題研究』によると、都市部の非正規就業市場の労働者の構成は、「①農村から都市に入った農民工、②都市にある国有企業や集団企業の労働関係が解除された人員、たとえば、下崗された労働者、失業者とその他の職場を離れている労働者、③都市部の新規参入労働力、④定年になった人達の一部などその他の人員」の4種類からなるとしている。非正規就業者の中では、農民工が最も多く、次いで下崗労働者と失業者の順になっている。

ここまでの議論の多くは理論的概念についての議論であり、下崗労働者・失業者や農民工の統計データはまだ存在しない。農民工と下崗労働者についての研究はあるものの、その研究を非正規就業の研究に応用する研究はまだない。しかし、国家統計局の統計データは企業所有形態ごとの統計データは連続性があり、企業所有形態から非正規就業の構造を分析し、中国の非正規就業の現状や問題点を明らかにする。

なお、本稿は主に2008年の数値を使用することをお断りしておきたい。2008年の数値が比較的そろっているからである。近年の数値も2008年の数値と関連し使用する。

3 中国における非正規就業

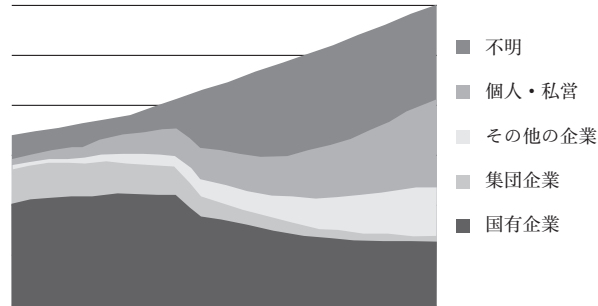
図1に示されるように、2008年末時点での中国全体の就業者数は8億弱で、このうちの約6割、4億7,270万人が農村部で、残りの約4割、3億210万人が城鎮で就業している。本研究は



年	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008
農村就業人口	47,708	48,291	48,802	49,028	49,021	48,934	48,960	48,724	48,090	47,270
都市就業人口	17,041	17,861	18,653	19,922	21,616	23,151	24,780	26,476	28,310	30,210

出所：中国統計年鑑各年版により作成。

図1 中国における農村・都市就業人口の推移（万人）



出所：中国統計年鑑各年版により作成。

図2 中国都市部所有形態別就業者数の推移（万人）

中国の城鎮（日本の市・町に当たる）の非正規就業を扱うことにする。

中国統計年鑑は所有形態で企業を国有企業，都市集団企業，株式合作企業，聯営企業，有限責任会社，株式有限会社，外商投資企業，港澳台商投資企業，個人企業，私営企業の8形態に分けて統計している。図2は中国都市部の所有形態別就業者数の推移を示している。その他の企業は株式合作企業，聯営企業，有限責任会社，株式有限会社，外商投資企業，港澳台商投資企業のことである。

以下では3節に分けて分析していく。第1節は国有企業など正規・非正規就業が共に存在する企業を扱う。第2節は個人企業と私営企業について分析する。第3節は統計上不明な部分を取り上げて，この部分で働く人たちの就業状況を分析する。

3-1 国有企業など正規・非正規就業が共に存在する企業

まず，国有企業についてみる。国有企業では，「固定工」（日本の終身雇用に当たる）とその他の労働者が存在している。「固定工」の就業は付加価値が大きいいため，伝統的正規就業と定義する。給料以外に，国有企業では各種福利を支払うので，非国有企業の従業員や国有企業の外来農民工の給料と比べると，「固定工」の報酬は表面上に見える給料よりかなり高い。その他の企業の名義上の給料は国有企業の「固定工」と比べて17%高いが，国有企業は給料を支払う以外に，「固定工」に給料総額の33.8%にも当たる医療保険料，集団福利事業手当，集団福利施設費などを払うことになっている⁸⁾。つまり，国有企業の「固定工」は社会的な優位性や特権をもち，中国型社会主義の特徴が色濃く残されている。外資系企業や私営企業などの新興企業と，そして日本の国有企業とは違うところが多いので，普通の正規就業とは違う性質を持っている。

国有企業の「固定工」以外の就業を正規・非正規に分けて分析する必要があるかもしれないが，今回はその区別をしないで，全部正規就業とする。ちなみに国有企業での「固定工」以外の就業は非正規就業となる。

次は集団企業である。集団企業は中国では「集体所有制企業」と呼ばれ、①都市部の集団企業と②郷鎮企業と呼ばれる農村部の集団企業に分かれる。都市部の集団企業も国有企業と同様に「固定工」制度を採っているため、都市部集団企業の「固定工」も正規就業であり、それ以外の就業は非正規就業とする。

株式合作企業、聯營企業、有限責任会社、株式会社、外資系企業、港澳台（香港・マカオ・台湾）系企業にも長期労働契約の「固定工」がいるものの、国有企業の「固定工」などの伝統的正规就業と区別し、新興的正规就業とする。正规就業以外は非正規就業とする。

3-2 個人企業と私営企業の就業は正規か非正規か

個人企業（「个体工商戸」の省略）は日本の零細企業と家族従業者に相当する。個人企業は個人が出資し、設立して、直接経営を行う企業である。企業設立者が経営所得の全部を享受し、債務の全ての責任を負うような小売店や登録医師なども個人企業の就業者である。日本では自営業や家族従業者とし、正规就業でもなく非正规就業でもなく、非雇用者として扱っているが、中国では典型的な非正规就業である。

『关于划分企业登记注册类型的规定』⁽⁹⁾ 第九条によると、私営企業は自然人が出資して設立あるいは自然人が株を持っている雇用労働を元に営利目的の組織である。

私営企業労働者は日本の雇用主や雇用者、家族従業者に該当する。中国では個人企業と私営企業の区別は従業員の規模で決まり、従業員8人以上の企業は私営企業であり、それ以下は個人企業である。個人企業と私営企業の非正规就業としての性質が強いので、非正规就業に入れるのが妥当だと言われているが、私営企業が発展しているため、経済規模からも就業者数からも私営企業の従業員を全部非正规に入れることが妥当かどうかについて疑問が残されるが。ここでは私営企業について詳しく見ていくことにする。

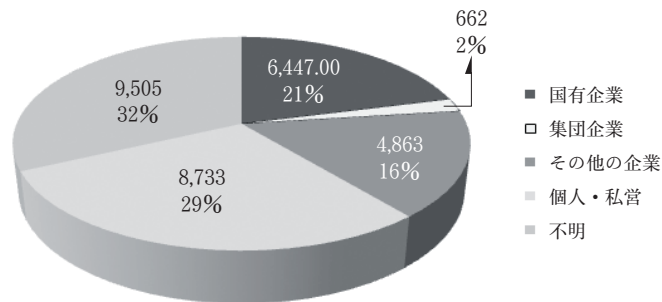
2003年末では、100～500名の従業員を持っている私営企業は3,334社であり、1,000名以上は1,130社である。平均登録資本金は117.5万元で、500～1,000万元の私営企業は84,620社あり、1,000万元以上の企業は51,830社、1億元以上の企業は1,156社である。所有者權益が1,000万元を超えた私営企業は15.2%で、5,000万元を超えたのは3.6%、1億元を超えたのは1.2%である⁽¹⁰⁾。

2008年6月に全国の私営企業社数は624万社を数え、1999年より約4倍も増加し、成長率は41.3%であった。2008年の登録資本金は107,504億元で、約11倍も増え（1999年比）、年間の平均増加率は11%であった。それから、従業員数は7,697万人で、国有企業の下崗労働者を積極的に受け入れた結果従業員数が約4倍も増加した。図3で示しているように、1978年～2008年の期間、国有企業の雇用者数は都市部従業員総数の78%から21%に低下し、集団企業は22%から2%まで下がったが、個人企業・私営企業やその他企業の就業者数は2008年に全就業者数の77

表1 中国の私営企業の概況

年	社数 (万社)	従業員 (万人)	登録資本金 (億元)
1999	151	2,022	10,287
2000	176	2,393	13,308
2001	203	2,714	18,212
2002	244	3,409	24,756
2003	301	4,299	35,305
2004	365	5,017	47,936
2005	430	5,824	61,331
2006	498	6,586	76,028
2008	624	7,697	107,504
2011	—	6,912	—

出所：2008年までの数値は『第八次全国私営企業抽样調査数据分析綜合報告（摘要）』、2011年の数値は『中国統計摘要 2012年』から筆者が作成（データは小数点以下四捨五入）。



出所：『中国統計年鑑 2009年』により作成。

図3 中国都市部の就業構造 (2008年)

%を占めることになった。

なお、『中国統計摘要 2012年』によれば、2011年に中国都市部私営企業の従業員数がすでに6,912万人に達し、都市部従業員総数（3億5,914万人）の20%を占め、第一位となった。第二位は国有企業の6,704万人、第三位は個人企業の5,227万人であり、有限企業（株式企業、3,269万人）、外資系企業（1,217万人）がそれに続く。私営企業はすでに国有企業を上回り、中国都市部最大の雇用先となっている（『中国統計摘要 2012年』）。

このように中国最大の雇用源である私営企業の就業者について、それが正規就業かどうかをみるにあたって、まず労働契約の締結や社会保障の状況を見て決めるべきだと考えられる。非正規就業者の利益を保護する有力な手段としての労働契約の締結と失業保険、医療保険制度の加入状況を見て、正規・非正規を判断する必要がある。

労働者の権益保護と労使関係の確立は労働契約を締結することにより実現されるものである。中国の『労働法』では労働契約の締結などが規定されているが、完全に実施されたと言えないのが現状である。2005年第6次全国私営企業サンプリング調査⁽¹¹⁾の結果によると、私営企業で契約した従業員は全体の64%を占めるが、2003年8月の資料によると、浙江省全省の企業契約締結率は66%、非公有制企業は平均として40%前後で、中には30%未満の市県もあり、5%未満という極端な例もある⁽¹²⁾。そして、『金融危機与外来女工的生活, 工作状况调查报告』⁽¹³⁾によると、30%の農民工しか雇い主と労働契約を締結していないが、その契約の多くも一年契約である。例え労働契約を締結したとしても、それは正規就業としての契約か非正規就業としての契約かわからない。正規就業として契約を締結しても一年間など短期契約だと実際雇用状態が不安定という非正規就業の大きな特徴を持っていることなどを考慮に入れると、全国私営企業サンプリング調査の契約締結の結果で64%を正規就業とし、残った36%だけを非正規就業とするのは妥当ではない。契約した内容を具体的に見ないと、正規・非正規就業を判断しにくい。

社会保険制度の加入状況について見てみよう。2005年第6次全国私営企業サンプリング調査結果では、医療保険に加入した私営企業は調査対象企業の33.4%しかなく、養老保険に入っているのは僅かの8.7%、失業保険に入っているのは16.6%にすぎない。2006年の第7次調査によると、社会保険に加入した私営企業はそれぞれ3%前後しか増えなかった。それに、これらの企業は長期雇用の従業員全員を保険に加入させるのではなくて、ごく一部の従業員だけが対象になる。実際、医療保険に加入している従業員は調査を受けた企業の長期雇用者の14.5%、養老保険は22.7%、失業保険は6%で、全従業員の割合からいえば極めて低い水準にとどまっていると言わざるを得ない。

労働部門から農村労働者を雇用する場合でも、健康保険、養老保険などを含む社会保険の加入が義務付けられるが、従業員全員が加入していることが少ない。また、執行力がないため、加入するかどうかは私営企業主の認識レベルによる。その結果、雇用主が労働力市場を主導し、違法現象が多数存在し、労働者の権利が守られず、労使トラブルが急増している。あまり技術が要らない代替性の高い雇用者は、長期雇用されてもコスト削減のため、社会保険に入れない。雇用情勢が厳しい時期では「就業できるだけで生活の最大の保障となる」ので、社会保険などに加入したいと労働者たちは強く主張することができない。普通技術工、管理職など代替性の低い雇用者を確保するために社会保険に加入させて、労働管理部門に加入状況を示す。労使調整システムの導入が私営部門など新制度下の企業で企業の成長に対して立ち遅れている⁽¹⁴⁾。

社会保障制度は労働者の生活を確保する上で極めて重要な社会措置であって、社会保障制度の加入状況から正規・非正規就業を判断することができるが、私営企業のうち、社会保障制度に加入している企業の割合が低く、また、たとえ企業が加入していても、企業の従業員全員が加入しているわけではなく、私営企業の従業員全員が社会保障に加入している割合は極めて低く、社会

保障に入っているという基準だけでは、現在中国都市部私営企業の従業員を正規・非正規就業者に分けることができない。

以上の分析から、本稿は中国都市部私営企業の従業員を全部非正規就業者として取り扱わざるを得ない。

3-3 統計上不明な部分について

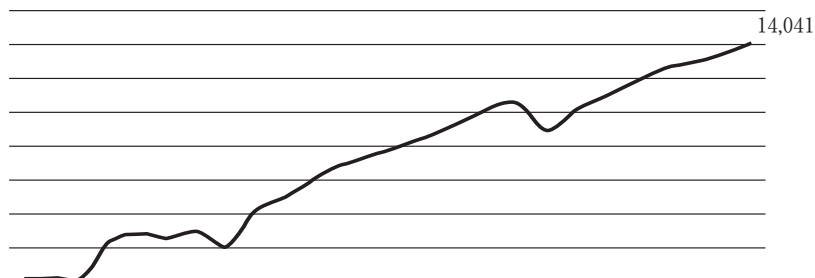
都市部就業者から国有企業、集団企業、その他の企業、個人企業と私営企業をさし引いても、中国の労働統計にまだ正体不明な部分がある。そして、その不明な部分は増加の一途をたどっており、図3で示したように、2008年では都市部就業者数の32%と最大の割合を占めている。このような不明な部分の労働者について、山本恒人(2003)⁽¹⁵⁾は農民工と断定すべきだと指摘した。

ここであらためて労働統計を見てみよう。1990年から就業者総数は人口センサスの統計データを基に調整したデータを使い、国有企業、集団企業と私営企業・個人企業での就業者数は別の統計システム(「三合一」労働統計)⁽¹⁶⁾が集計したデータを使うことになり、この統計システム上の相違によって不明な部分が現れたわけである。岳希明(2005)の分析では、人口センサスと「三合一」労働統計の一番大きな違いは就業に対する定義である。人口センサスは調査当時の就業状態を基準とするに対して、「三合一」労働統計は経常状態を就業基準とすることで、人口センサスでの就業者数は「三合一」労働統計より多いことになっている。二つ目の原因として、「三合一」労働統計が非正規就業者を扱っていないことが挙げられた。人口センサスの調査は「三合一」労働統計より就業者数が多く見えるが、当時では経常就業でなくても一時的な就業者が非正規就業者として扱えることで、非正規就業を研究するには相応しいデータだと思う。岳氏も人口センサスはより精密に事実を反映している統計だと結論づけた。

具体的に不明に分類される労働者を見てみよう、まず考えられるのは農民工であろう。改革開放以来、都市部で働く農民工の人数が年々増え、2005年全国1%人口サンプリング調査のデータによると、農民工が非農業就業の50.5%を占めている。図4は1978-2008年の期間における農民工数の推移を現わしている。

次に考えられるのは、下崗⁽¹⁷⁾労働者である。国有企業から職をはずされた労働者・下崗労働者は統計的には失業者として扱われていない。にもかかわらず、実際には下崗労働者が失業状態にあるなど、統計と現実とで乖離していることが問題だと指摘されてきた。表2は下崗労働者の推移を示しているが、2003年までは下崗労働者は失業者として統計上数えられてこなかった。

では、下崗は不明の部分に入るのだろうか。表2で示したように下崗労働者が急激に増えたのは90年代の後半であり、図2と同様に97年に国有企業就業者の都市部就業者総数に占める割合が小さくなり、不明に分類された労働者が急増した時期と合致する。このように、国有企業から下崗された労働者は統計上、失業者として数えられず、不明の部分として数えられている可能性



注：ここでいう農民工は村を出て都市部で働く農民工だけを指す。

出所：1978～2007年のデータは『当代中国農民工流動規模考察』による。出所は中国統計年鑑各年版、中国人口統計年鑑各年版、中国人口センサスなど。2008年のデータは国家统计局「農民工監測調査報告」2008年版による。

図4 中国農民工人数の推移（単位：万人）

表2 中国の都市部下崗労働者数の推移

(万人)

1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
150	180	282	534	995	877	937	911	742	618	421

出所：通商白書 2005年より引用。

がある。

都市部未登記失業人口や中高年失業者も問題である。日本の失業統計は月末の1週間に「全く仕事をしなかった」と「仕事がないものの、仕事を探していた」という二つの条件を満たす人を完全失業者と定義されている。この労働力人口に対する完全失業者の比率が完全失業率である。それに対して、中国の都市部登記失業という統計は毎年の年末に一回だけ作成され、また、城鎮登記失業率＝登記失業者／都市部労働人口とされている。

都市部登記失業者は以下の条件を満たした人のみが対象となる。①非農業戸籍、②一定の年齢以内（男性は16～50歳、女性は16～45歳）、③労働能力がある、④無職であるが求職の意欲がある、⑤地元の就業サービスセンターで求職登録を行ったという五つの特徴を持っている。

都市部登記失業者の対象範囲は狭く、実情を反映していない問題として、以下の3点が挙げられている。第一に、統計は都市戸籍をもつ人に限られているので、農村戸籍をもつ農村余剰労働力の失業人口が含まれていないことである。農民工は都市部就業の「蓄水池」（調整弁）の役割⁽¹⁸⁾を果たしているが、都市部の就業口が減少すると、農民工は流動労働力として最初に企業から解雇され、農村と農業に戻されることになる。農民工が失業したら、農村に戻るよりは何かの形で都市部で働く口を求める。元来、失業していなくても多数の農民工が統計に反映されない不明な形を取った働き方を持っている。

第二に、都市部の未登記失業人口は統計されていないということである。全国の登録していない都市失業者を明白に示す資料はないが、北京の場合、北京市統計局の調査により登録をしてい

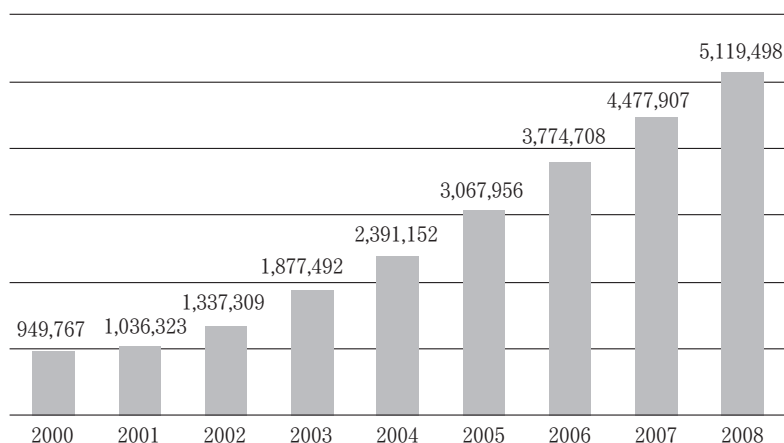
ない失業者の割合は60～70%である。その原因は、登録すると、勤務年数が連続的に計上されず社会保険や福祉手当などの給付などに大きな影響を与えることにある⁽¹⁹⁾。統計に加えられていないが、収入を得るために、統計に入らないどこかで働いていることと考えられる。

第三に、50歳以上の男性及び45歳以上の女性の中高年失業者が対象外となっている点である。失業者として統計されていないが、諸外国と同様に、40代後半から50代までの人はまだ働く能力もあり、働く意思をもつ人も多数いると考えられ、不明の部分に入る可能性が十分にある。

全国的にみれば、大学学生募集規模の拡大も不明の部分が増える原因の一つだと考えられる。中国の失業問題は若者を中心とする失業率の上昇と若者の就業難に反映されている。都市登記失業者の中には、35歳以下は70%前後を占める⁽²⁰⁾。中国の大学は1999年から学生の募集規模を拡大(中国語では「拡招」)し始め、2003年の「拡招」大学卒業生の就職率は70%前後にとどまり、2006年では50%未満⁽²¹⁾に低下した。図5で示すように、2006年の卒業生は約377万人であり、単純計算では就職できなかった大学新規卒業生は約189万人に達した。

中国の大学卒業生は倍々ゲームで急速に増加しているが、必要となる就職口がなくて、大学を卒業しても就職できない大学卒業生が増えるので、「卒業等于失業」(卒業はイコール失業)という言い方すらあった。卒業後就職先がある大学生は211工程校という全国の重点大学や省レベル大学など中レベル以上の大学の卒業生に限られており、レベルの低い四年制大学や三年制単科大学の卒業生は就職難にさらされる。このような状況は大学生がもはや貴重品でなくなったことを示しており、就職できない大学卒業生の多くは、やむを得ず非正規就業に就くほか選択は多く残されていない。特に優れた才能や技術技能などを有していない大学卒業生が、就職先として非正規就業を選ぶことが中国の非正規就業者数が増えた原因の一つだと考えられる。

劉宏傑(2009)がVARモデルを使って分析した結果、1978-2006年に、高等教育を受けた学

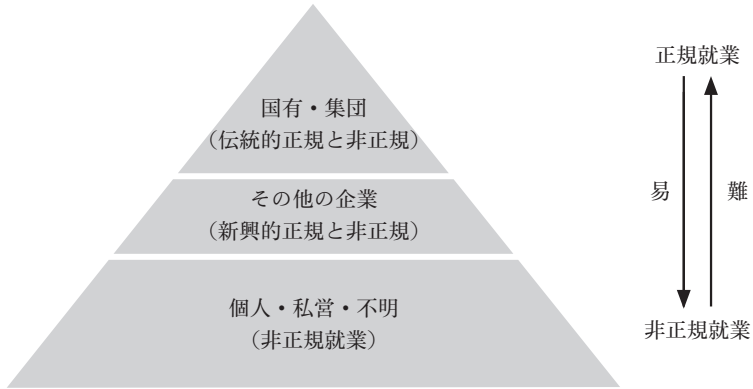


出所：中国教育統計年鑑各年版により作成。

図5 中国の大学生・専門学校卒業生数の推移(全日制)

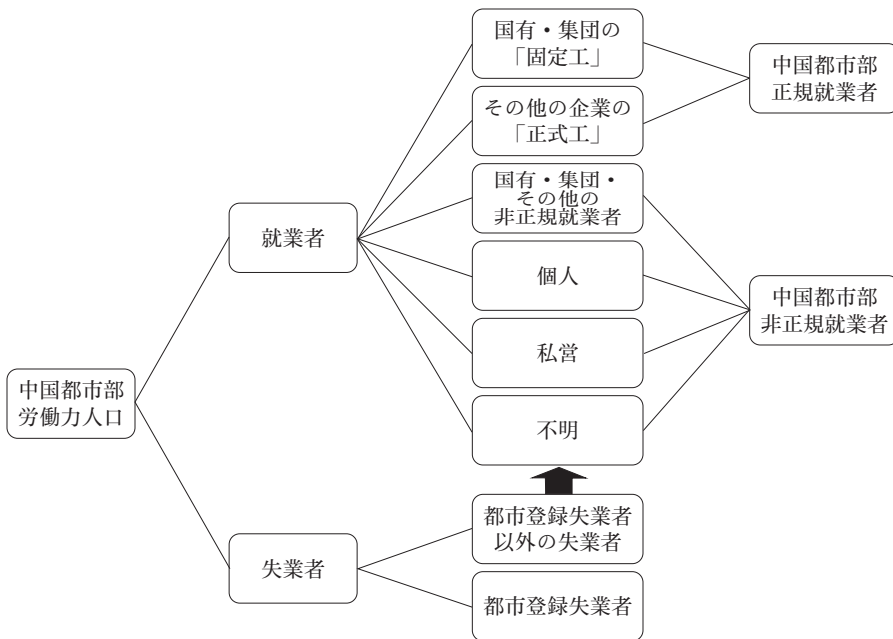
生の規模が都市部登記失業率とプラスの関係が強く、明らかに高等教育を受けた学生規模が都市部登記失業率にプラスの影響を及ぼしている。そして、この影響力が長く続ければ、高等教育に伴う大学の供給と社会需要のギャップがますます開かれるものであることを主張した⁽²²⁾。

このように、不明な部分の内訳として考えられるのは、①農民工、②下崗された労働者、③都市部の未登記失業人口や50歳以上の男性及び45歳以上の女性の中老年失業者、④全日制大学・専門学校の卒業生のうち就職できなかった学生の4者からなると考えられる。



注：筆者作成。

図6 中国都市部における正規・非正規就業構造



注：筆者作成。

図7 中国都市部の就業構造

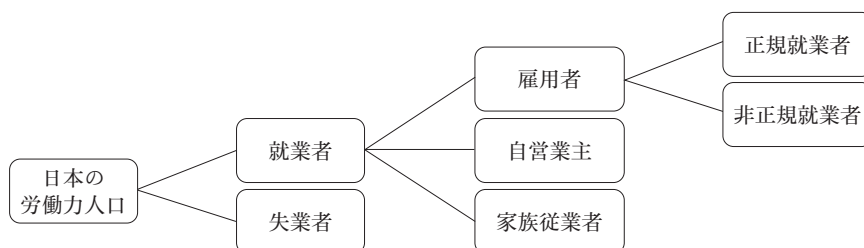
では、この不明の部分は正規就業か非正規就業か。労働報酬についての労働争議発生率は2001年で、私営企業が国有部門の2.43倍で、社会保険を含む保険福利に関する労働争議は私営企業が国有部門より14%高く、労働保護にかかわる労働争議は私営企業が国有部門より2.2倍も高い⁽²³⁾。私営企業がせめて正式に登録した企業で、ある程度の管理を受けている企業なので、正式に登録を行っていない企業で働く労働者のうち、社会保険制度の加入者数が極端に少なく、非正規就業の性質を強く持っている。これで、不明の部分は非正規就業として扱うのが妥当である。

以上の定義にも続き、企業所有形態別に中国都市部の就業者を正規・非正規就業者に分けて分析してみた結果は図6のようにまとめられる。正規就業は国有企業、集団企業とその他の企業の「正式工」または「固定工」であり、非正規就業は国有企業、集団企業とその他の企業の「正式工」以外の臨時雇用などの非正規就業者と、個人企業と私営企業の就業者と、統計上不明の部分からなる。そのうえで、中国都市部の就業構造を図7のようにまとめた。

4 日中の非正規就業の比較

以下では、日本の非正規就業と比較することで、中国における非正規就業の問題点を明らかにする。

日本の総務省統計局労働力調査は、「就業者は雇用者、自営業主、家族従業者からなり、その中の雇用者は正規雇用、非正規雇用に分けられている」と定義している。前述の労働力調査の用語解説によると、非正規就業者とは正規就業者以外の雇用者パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他と分類されている。中国の個人経営企業は日本の自営業と家族従業者に相当するが、日本では非雇用者として、正規就業でもなく、非正規就業でもない。日中の非正規就業を統一基準で比較するには、日本の自営業と家族従業者も非正規就業に入れるべきである。したがって、このような基準で日本の労働者を分類すると、下記の図8のようにまとめられる。



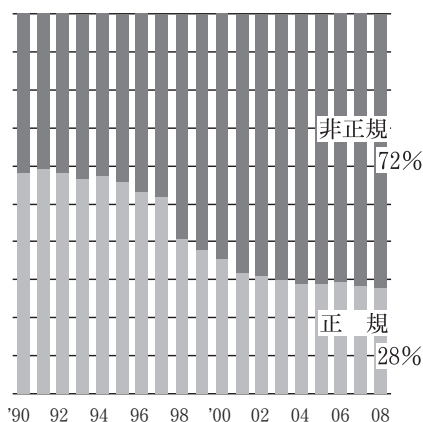
出所：太田・橘木（2005）を基に、筆者作成。

図8 日本の労働力人口の構造

この基準で日中の非正規就業の規模を見てみよう。図9は中国都市部の非正規就業労働者数の推移を示したもので、非正規就業者数は一貫して増加していることが分かる。具体的に1999年では7,117万人の水準であったが、2008年では2億1,758万人に達したと対照的に、正規就業者数は減少した。1997年から1998年にかけて非正規就業者が正規就業者を逆転し、全労働者に占める非正規就業者の割合を見ると、2001年で40%強の水準であったのに対し2008年には72%と約32%増加しており、また中国の全労働者のうち、半数以上が非正規就業であることが示されている。

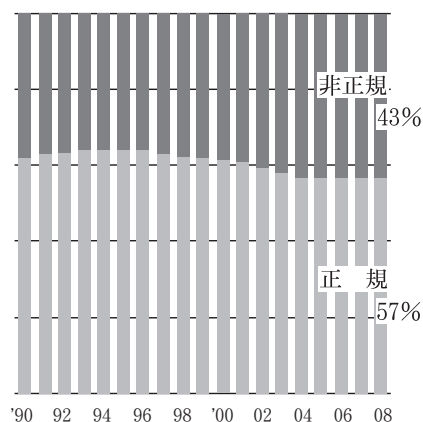
二重労働市場理論によると、労働力市場は主要労働力市場と副次労働力市場の二重に分けられる。中国では昔は都市労働力市場が主要な労働力市場で、農村労働力市場が副次労働力市場との二重労働力市場だと言われていたが、現在は正規労働力市場と非正規労働力市場の二重に移り変わろうとしている過程にあると考えられる。

一方で日本の状況はどうなっているのか。図10は日本における正規就業者と非正規就業者の推移を示している。非正規就業者は一貫して増加しているのが分かるが、正規就業者と規模で比較すると、2008年時点では非正規が2,591万人、正規が3,399万人である。しかしながら、90年代後半以降から正規就業者数が緩やかに減少する一方で非正規就業者数はその間も増加したのを考えると、日本において非正規就業者のシェアは拡大していることが示されている。まだ非正規



出所：中国統計年鑑各年版により作成。

図9 中国都市部の正規・非正規就業者数の推移



出所：日本総務省統計局各年版により作成。

図10 日本の正規・非正規就業者数の推移

表3 非正規就業者規模の日中比較

(単位：万人)

年	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008
日本	2,276	2,257	2,174	2,190	2,301	2,344	2,426	2,510	2,557	2,591
中国	7,117	7,421	7,887	9,182	12,660	14,973	17,106	18,754	20,202	21,758

出所：中国統計年鑑各年版、日本総務省統計局各年版により作成。

就業者よりは正規就業者の方が多くこともわかる。

図9および図10で日本と中国の正規・非正規就業者の比率のグラフを比較した場合、いずれも90年代後半を契機として非正規就業者の割合が増加してきたことがわかる。一方で日本での非正規就業者のシェアの増加にくらべ、中国では日本をはるかに上回る割合で増加し続けたことが示されている。

5 結 論

現在中国では非正規就業が増えつつあり、非正規就業をめぐる数多くの労働問題が起っている。本研究では、中国の非正規就業の状況を企業の所有形態の違いに基づいて労働形態が異なるという観点からとらえ直し、非正規就業の構成を分析したうえで、非正規就業における問題点を明らかにした。

まず、本研究では中国の非正規就業は①正規部門の非正規就業者（具体的には国有企業、集団企業とその他の企業での「固定工」以外の就業）、②個人企業での就業者、③私営企業での就業者、④統計上不明な部分での就業者（具体的には農民工、下崗労働者、中高年失業者、就職できなかった学生）などの四つの就業形態から成るとした。

本研究では、特に私営企業と統計上不明な部分に重点を置き、契約状況と社会保険制度の加入状況という観点から私営企業と統計上不明な部分の就業形態を分析した。結果、私営企業の労働契約率はまだ低く、社会保険制度の面から見ても、私営企業の加入率が極めて低く、地方のばらつきも大きいいため、現時点では私営企業での就業を非正規就業として分類した。また、私営企業より保護されていない統計上不明な部分で働く人々は非正規就業者と扱った。

そのうえで、日本と中国の非正規就業についての定義が異なるため、中国の非正規就業の定義に沿って、日本の自営業や家族従業者を非正規就業に統合して中国の非正規就業と比較した。結論として、中国の都市部では非正規就業者数が早いペースで増加し、1997年から1998年にかけて、非正規就業者数が急増し、正規就業者を上回り、2008年では非正規就業が72%と3分の2以上を占めた。その間、日本でも非正規就業は増加したが、中国と比較すると緩やかな増加ペースで、2008年では正規就業者が57%と半数以上を占めており、中国における非正規就業の規模の大きさ、ならびにその増加のスピードの速さの著しさを示す結果となった。

本研究では中国における非正規就業の現状を、就業構造を踏まえた形でとらえ直し、そのうえで日本の非正規就業と比較した。結果として中国の非正規就業は日本より速いスピードで増加を続けており、しかもその規模が大きいことを示した。一方で、中国において非正規就業者数が増えた原因はまだ明らかになっておらず、日本より速い速度で増加をしている原因も不明であり、非正規就業の増加をはじめとした中国の労働市場の変化を実証的に分析して行く必要がある。特

に非正規就業者の社会保険制度について、社会保険制度の違いが非正規就業の問題に対し、いかなる影響があるのかを日中比較を始め、国際比較を行いながら検討を進める必要がある。その上で、非正規就業者をもカバーするような社会保険制度改革により、中国の労働市場にいかなる変化をもたらすのかを理論的・実証的に検討を進めたい。

《注》

- (1) 胡鞍钢・杨韵新「就业模式转变：从正规化到非正规化——我国城镇非正规就业状况分析」『管理世界』2001。
- (2) 白冰冰「上海市非正规就业的发展及其城市空间形态研究」2004。
- (3) 杨宜勇『中国转轨时期的就业问题』中国劳动保障出版社，2002。
- (4) 王建军「中国法律视角下的非正规就业」『米中法律评论』，2006。
- (5) 刘燕斌『面向新世纪的全球就业』中国劳动保障出版社，2000。
- (6) 金一虹「非正规劳动力市场的形成与发展」『中国社会学年会中国社会学学术年会论文集』，2000。
- (7) 農民工というのは農村戸籍を持ちながら、都市部に出稼ぎに来た農民のことである。
- (8) 蔡昉「中国城市限制外来民工就业的政治经济学分析」『中国人口科学』2000。
- (9) 中国国家統計局，国家工商行政管理局が作成した（1998年8月28日，国统字〔1998〕200号）。
- (10) 2005年第6次全国私营企业サンプリング調査報告。
- (11) 2005年第6次全国私营企业サンプリング調査報告は，2004年に全国の私営企業を対象にサンプリング調査を行った結果である。アンケートを3670部配布し，有効回答が3012部（有効回収率は82.1%）で，2003年末の全国の私営企業社数の1%を占めた。
- (12) 陈赤平・廖文婷「私營企业劳动关系失衡和劳动者权益保护」『江西财经大学学报』2007。
- (13) 北京打工妹之家と清華大学社会学部と提携して半年間で完成した報告書である。
- (14) 夏小林「私營部門：劳资关系及协调机制」『管理世界』2004。
- (15) 山本恒人「中国における農民工の規模とその存在形態」『大阪経大論集』2003。
- (16) 都市部企業の労働統計，私営企業と個体工商戸の行政登録，農村就業者統計の三つの部分からなるいわゆる「三合一」労働統計である。
- (17) 『通商白書2005』によると，下崗とは，公有企業からの解雇者であり，所属していた企業で働いておらず賃金も受け取っていないが，企業との雇用契約は維持したまま，企業ごとに設置された再就職センターに移り，最長3年間にわたり基本生活費を受領し，社会保障料の支払いも肩代わりしてもらいながら職業訓練や再就職斡旋を受ける。3年間を経てもなお再就職できなければ企業との雇用契約は解除され，完全失業者となる。
- (18) 张车伟・蔡昉「就业弹性的变化趋势研究」『中国工业经济』2002。
- (19) 王飛「中国都市部の失業問題」。
- (20) 王伟军「中日两国失業問題比較分析」『日本问题研究』2005。
- (21) 刘宏杰「中国普通高校学生规模与城镇登记失业率：1978-2006」『吉林工商学院月报』2009。
- (22) 刘宏杰「中国普通高校学生规模与城镇登记失业率：1978-2006」『吉林工商学院月报』2009。
- (23) 蔡昉「非正规就业：发挥劳动力市场配置资源作用」『前线』2005。

参考文献

- 白冰冰「上海市非正规就业的发展及其城市空间形态研究」2004。
蔡昉「中国城市限制外来民工就业的政治经济学分析」『中国人口科学』2000。

- 蔡昉「非正規就業：发挥劳动力市场配置资源作用」『前线』2005。
- 陈赤平・廖文婷「民营企业劳动关系失衡和劳动者权益保护」『江西财经大学学报』2007。
- 胡鞍钢・杨韵新「就业模式转变：从正规化到非正规化——我国城镇非正规就业状况分析」『管理世界』2001。
- 何平・华迎放『非正规就业群体社会保障问题研究』7番目の報告 中国劳动社会保障出版社2008。
- 金一虹「非正规劳动力市场的形成与发展」『中国社会学学术年会中国社会学学术年会论文集』2000。
- 刘燕斌『面向新世纪的全球就业』中国劳动社会保障出版社2000。
- 刘宏杰「中国普通高校学生规模与城镇登记失业率：1978-2006」『吉林工商学院月报』2009。
- 馬成三「WTO加盟が中国の労働に及ぼす影響」『海外労働時報』2001。
- 山本恒人「中国における農民工の規模とその存在形態」『大阪経大論集』2003。
- 經濟産業省『通商白書2005』經濟産業省，2005。
- 王 飛「中国都市部の失業問題」。
- 王建军「中国法律视角下的非正规就业」『米中法律评论』2006。
- 王伟军「中日两国失業問題比較分析」『日本問題研究』2005。
- 王玉丛「城镇集体企业数量减少的原因及其分析」『中国集体经济』2002。
- 夏小林「私营部门：劳资关系及协调机制」『管理世界』2004。
- 杨宜勇『中国转轨时期的就业问题』中国劳动社会保障出版社2002。
- 岳希明「我国现行劳动统计的问题」『经济研究』2005。
- 张车伟・蔡昉「就业弹性的变化趋势研究」『中国工业经济』2002。